

◎新潟県告示第213号

知事がその性質上手数料を徴収することが適当であると認める証明（平成13年2月新潟県告示第266号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から実施する。

平成29年3月7日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表 (1)～(5) (略) (6) 土木部関係		別表 (1)～(5) (略) (6) 土木部関係	
	証 明		証 明
1 ～ 8	(略)	1 ～ 8	(略)
9	建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第8項の規定による台帳の記載事項に関する証明	9	(略)
<u>10</u>	(略)	<u>9</u>	(略)
<u>11</u>	(略)	<u>10</u>	(略)
<u>12</u>	(略)	<u>11</u>	(略)
<u>13</u>	(略)	<u>12</u>	(略)
<u>14</u>	(略)	<u>13</u>	(略)
<u>15</u>	(略)	<u>14</u>	(略)
<u>16</u>	(略)	<u>15</u>	(略)
(7)～(9) (略)		(7)～(9) (略)	